

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

東京センチュリー株式会社（証券コード:8439）

【新規】

優先株式格付 A +

■格付事由

【発行体概要】

総合リース大手。多様なパートナー企業と連携することで事業領域および業容を拡大しており、近年は 20 年に資本業務提携を締結した NTT との連携を加速している。長期発行体格付は、リース業界における高い市場地位・競争力、良好な収益力および資本充実度、健全な資産の質、十分な流動性などを反映している。

【証券の格付事由】

JCR は、第 1～3 回社債型種類株式（本優先株式）の格付を長期発行体格付から 2 ノッチ下とした。

JCR では、優先株式を含むハイブリッド証券の格付において、①繰延条項に基づき利息・配当が繰延べられる可能性が「デフォルト(債務不履行)」に陥る可能性よりも通常高いこと(繰延べの可能性)、②一般債務よりも発行体破綻時の請求権順位が劣後しており、回収可能性が低いこと(劣後性)に着目している。

発行体破綻時における本優先株式の請求権は、残余財産に対して普通株式に優先する分配権であり、全負債（本優先株式を含む本優先株式の同順位劣後債務を除く）に劣後する。また、優先配当は分配可能額不足などにより発行体の決議の下で繰延べられるが、繰延べられる可能性は、発行体の財務状況などを勘案すると現状低いと JCR ではみている。このような劣後性と優先配当支払いの要件を勘案し、長期発行体格付とのノッチ差を決定した。

【証券の資本性評価とその事由】

本優先株式の資本性は「中・50%」に相当すると判断した。

JCR では、ハイブリッド証券の資本性評価にあたり、「元本の償還義務・満期がない点」、「配当の支払い義務がない点」、「破綻時の請求権順位が劣後している点」を勘案している。

本優先株式は償還期限の定めがないが、発行日から 5 年経過後に金銭対価の取得が可能となっているほか、格付会社による資本性評価の変更に伴う取得も可能となっている。また、有効性のあるリプレイスメントの意図表明もない。一方、配当年率は 5 年経過後に固定から変動になるものの、スプレッドはステップアップしないことから、配当年率の構造は金銭対価の取得にかかる発行体の裁量を基本的に制約しないと考えられる。加えて、①発行体へのヒアリングなどにより本優先株式の位置づけを含めた今後の財務運営方針を確認できたこと、②発行体がこれまで金融市場において投資家・債権者との良好な関係を維持し、信認されてきたことなどを勘案すると、発行体の信用力が低下する局面において、借り替えなしで金銭対価の取得が行われる可能性は低いと JCR では考え、実質的な償還義務、満期の評価に織り込んだ。

優先配当については、分配可能額不足などにより発行体の決議の下で繰延べが可能であり、ストレス時には社外流出を停止しうるメカニズムを備えている。これら償還期限や配当支払いにかかる仕組みに加え、破綻時における請求権がシニア債務より劣後していることなどを勘案している。

（発行体担当）大石 剛 ・ 孕石 望

（ハイブリッド証券担当）杉浦 輝一・志村 直樹

■格付対象

発行体：東京センチュリー株式会社

【新規】

対象	発行額	発行日	償還期日	配当年率	格付
第1回社債型種類株式	20億円	2026年9月18日	定めなし	(注)	A+
第2回社債型種類株式	50億円	2026年9月18日	定めなし	(注)	A+
第3回社債型種類株式	50億円	2026年9月18日	定めなし	(注)	A+

(注) 2032年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合は固定配当年率。2032年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合は1年国債金利にスプレッドを加算した配当年率。

取得条項 : 発行日から、第1回社債型種類株式は5年、第2回社債型種類株式は5年3ヵ月、第3回社債型種類株式は5年6ヵ月経過後の金銭対価の取得
資本性変更事由による金銭対価の取得

リプレイスメント : 意図の表明なし

累積・非累積 : 未払の優先配当は累積される

【参考】

長期発行体格付：AA

見通し：安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年8月3日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：宮尾 知浩
主任格付アナリスト：大石 剛
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2024年10月1日）、「リース」（2025年2月7日）、「ハイブリッド証券の格付について」（2012年9月10日）、「ハイブリッド証券の資本性評価」（2022年12月1日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 東京センチュリー株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
なお、本件優先株式につき、優先配当金の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」に当たらないが、ある事業年度に係る優先配当金が、発行要項に定められた優先配当金の額をもって、翌事業年度の末日（毎年3月31日）までに優先株主（または優先株式の登録株式質権者）に支払われない場合、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
 - ・ 格付関係者が提供した格付対象の商品内容に関する書類
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル